

改正

昭和49年3月27日条例第9号
昭和49年10月4日条例第32号
昭和51年7月5日条例第36号
昭和54年10月4日条例第26号
昭和57年3月29日条例第11号
昭和58年3月17日条例第10号
昭和60年3月28日条例第14号
昭和60年12月26日条例第36号
平成2年3月26日条例第7号
平成4年3月19日条例第4号
平成6年3月24日条例第9号
平成6年7月11日条例第23号
平成8年3月25日条例第13号
平成9年3月21日条例第8号
平成12年3月23日条例第2号
平成12年12月25日条例第34号
平成13年3月26日条例第15号
平成14年10月21日条例第47号
平成29年3月23日条例第21号
令和3年10月18日条例第31号
令和7年3月21日条例第7号
令和7年3月21日条例第22号

「公害防止条例」をここに公布する。

良好な生活環境の保全に関する条例

目次

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 削除

第3章 公害に関する規制

第1節 通則（第15条）

第2節 水質の汚濁に関する規制

第1款 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準（第16条・第17条）

第2款 特定施設に関する規制（第18条—第28条）

第3款 湖沼水質保全特別措置法の規定に基づく指定施設及び準用指定施設の構造及び使用の方法に関する基準（第28条の2）

第3節 大気汚染に関する規制

第1款 ばい煙に関する規制（第29条—第36条）

第2款 粉じんに関する規制（第37条—第41条）

第4節 深夜営業騒音に関する規制（第42条—第45条）

第5節 騒音、振動、悪臭等に関する処置（第46条）

第4章 公害防止協定等（第47条—第49条）

第5章 公害の紛争の処理（第49条の2・第50条）

第5章の2 光害に関する規制等（第51条—第52条の3）

第6章 雑則（第53条—第57条）

第7章 罰則（第58条—第60条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、事業者、県、市町村及び県民の公害の防止に関する責務を明らかにするとともに、公害及びその他生活環境の保全に関する規制、公害の紛争の処理等について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を保全するための施策の総合的な推進を図り、もつて県民の健康で文化的な生活を確保するとともに、良好な生活環境を保全することを目的とする。

(定義等)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公害 事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。）、大気の汚染、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘さくによるものを除く。以下同じ。）及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
 - (2) 汚水等 事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる汚水、廃液、ばい煙、粉じん、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭をいう。
 - (3) ばい煙 次に掲げる物質をいう。
 - ア 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
 - イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
 - ウ 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、カドミウム、塩素、弗（ふつ）化水素、鉛その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（アに掲げるものを除く。）で規則で定めるもの
 - (4) 粉じん 物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質をいう。
 - (5) 特定施設 別表の場合を除き、次に掲げるいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で規則で定めるものをいう。
 - ア カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定めるものを含むこと。
 - イ 水素イオン濃度その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、アに規定する物質によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。
 - (6) ばい煙発生施設 工場又は事業場に設置される施設で、ばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。
 - (7) 粉じん発生施設 工場又は事業場に設置される施設で、粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。
 - (8) 公共用水域 河川、湖沼その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝（こう）渠（きよ）、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。
 - (9) 排出水 特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という。）から公共用水域に排出される水をいう。
 - (10) 規制基準 特定施設、特定事業場若しくはばい煙発生施設から排出され、若しくは発生される汚水等の濃度若しくは量又は飲食店営業その他の営業で規則で定めるもの（以下「飲食店営業等」という。）の営業に伴つて発生する騒音の大きさの許容限度をいう。
 - (11) 管理基準 粉じん発生施設の構造並びに使用及び管理に関する基準をいう。
 - (12) 光害 照明器具から照射される光の量又は方向により、不快感、信号等の重要情報の認知力の低下など人の活動、人の生活に密接な関係のある動植物又は星空環境（星空の観測に適した、暗い夜空が広がる環境をいう。第51条第2項において同じ。）に悪影響が生ずることをいう。
- 2 この条例にいう「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含むものとする。
- (事業者の責務)

- 第3条 事業者は、公害を防止し、良好な生活環境を保全するため、次の各号に掲げる責務を有する。
- (1) その事業活動に伴つて生ずる汚水等の処理等、公害を防止するために必要な処置を講ずること。
 - (2) 物の製造、加工等に際して、その製造、加工等に係る製品が使用されることによる公害の発生の防止に資すること。
 - (3) 県又は市町村が実施する公害の防止に関する施策に協力すること。
 - (4) 法令の規定に違反しないことを理由として公害の防止のための処置を怠らないこと。
 - (5) 工場又は事業場を当該地域社会の生活環境に調和させるように努めること。
- (県の責務)

第4条 県は、県民の健康を保護し、良好な生活環境を保全するため、公害の防止に関する施策を策定し、これを実施するほか、市町村が行なう公害の防止に関する施策を調整する責務を有する。

(知事の施策)

第5条 知事は、公害対策の総合的な推進を図るため、次の各号に掲げる事項について必要な処置を講ずるように努めなければならない。

- (1) 水質の汚濁、大気汚染、騒音等に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、良好な生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定め、これを確保すること。
 - (2) 公害が現に著しく、又は著しくなるおそれがある地域について、当該地域に係る公害の防止に関する計画を策定すること。
 - (3) 土地又は水の利用、都市の開発、企業の誘導等地域の開発及び整備に関する施策の策定並びに実施に当たつて公害の発生を防止する対策を講ずること。
 - (4) 公害の防止に関する施設並びに公害の監視、測定、試験及び検査の体制を整備すること。
 - (5) 公害に関する調査及び研究並びに知識の普及を図るとともに公害の防止の思想を高めること。
 - (6) 公害の防止に関する技術的な助言及び指導並びに金融上の処置等を事業者に対し行うこと。
 - (7) 広域又は特殊な公害に関する苦情等の処理をすること。
- 2 前項第1号の基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、長野県環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 3 第1項第2号の計画を策定しようとするときは、審議会及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。

(市町村の責務)

第6条 市町村は、住民の健康を保護し、良好な生活環境を保全するため、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 県の施策に準じて公害の防止に関する施策を講ずること。
- (2) 当該市町村の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、これを実施すること。
- (3) 当該市町村の区域内における公害に関する苦情等を適正に解決するように努めること。

(県民の責務)

第7条 県民（滞在者及び旅行者を含む。）は、良好な生活環境を保全するため、次の各号に掲げる責務を有する。

- (1) 県及び市町村が行なう公害の防止に関する施策に協力すること。
- (2) 汚水又は廃液を公共用水域に排出するときは、水質の汚濁を防止するように努めること。
- (3) 屋外における物質の燃焼による多量のばい煙若しくは悪臭の発生又は深夜等における騒音の発生を防止するように努めること。

第8条 削除

第2章 削除

第9条から第14条まで 削除

第3章 公害に関する規制

第1節 通則

(規制基準等の設定)

第15条 規制基準又は管理基準は、規則で定める。

2 知事は、規制基準又は管理基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、審議会の意見を

きかなければならない。

第2節 水質の汚濁に関する規制

第1款 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準

(排水基準等)

第16条 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第3項の規定により、同条第1項の排水基準に代えて適用する排水基準(以下「上乘せ排水基準」という。)及び上乘せ排水基準を適用する区域は、別表に掲げるとおりとする。

(検定方法)

第17条 前条に定める上乘せ排水基準は、排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)第2条の規定により、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

第2款 特定施設に関する規制

(特定施設の設置の届出)

第18条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、特定施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法
- (7) 排出水の汚染状態及び量その他規則で定める事項

(経過処置)

第19条 一の施設が特定施設となつた際、現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)で排水を排出するものは、当該施設が特定施設となつた日から60日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(特定施設の構造等の変更の届出)

第20条 第18条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第18条第4号から第7号までに掲げる事項(第18条第7号に掲げるものにあつては、排出水の汚染状態及び量に限る。)を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第21条 知事は、第18条又は前条の規定による届出があつた場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口(排水を排出する場所をいう。以下この款において同じ。)においてその排水に係る規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第18条の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。

(実施の制限)

第22条 第18条又は第20条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定施設を設置し、又はその届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法を変更してはならない。

2 知事は、第18条又は第20条の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第23条 第18条又は第19条の規定による届出をした者は、その届出に係る第18条第1号若しくは第2号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(承継)

第24条 第18条又は第19条の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第18条又は第19条の規定による届出をした者について相続、合併又は分割(その届出に係る特定

施設を承継させるものに限る。)があつたときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該特定施設を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第18条又は第19条の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(排出水の排出の制限)

第25条 排出水を排出する者は、その汚染状態が当該特定事業場の排水口において規制基準に適合しない排出水を排出してはならない。

2 前項の規定は、一の施設が特定施設となつた際、現にその施設を設置している者(設置の工事を行っている者を含む。)の当該施設を設置している工場又は事業場から排出される水については、当該施設が特定施設となつた日から6月間は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際、既に当該工場又は事業場が特定事業場であるときは、この限りでない。

(改善命令等)

第26条 知事は、排出水を排出する者がその汚染状態が当該特定事業場の排水口において規制基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、その者に対し、特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命じ、又は期限を定めて特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水若しくは廃液の処理の方法の改善を命ずることができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定による命令について準用する。

(排出水の汚染状態の測定等)

第27条 排出水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該排出水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

2 排出水を排出する者は、当該公共用水域の水質の汚濁の状況を考慮して、当該特定事業場の排水口の位置その他の排出水の排出の方法を適切にしなければならない。

3 排出水を排出する者は、規則で定める有害物質を含む汚水又は廃液(これを処理したものを含む。)が地下にしみ込むこととならないよう適切な処置をしなければならない。

(緊急時の処置)

第28条 知事は、公共用水域の一部の区域について、異常な濁水その他これに準ずる理由により公共用水域の水質の汚濁が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある場合として規則で定める場合に該当する事態が発生したときは、規則で定めるところにより、その事態が発生した当該一部の区域に排出水を排出する者に対し、期間を定めて、排出水の量の減少その他必要な処置をとるべきことを命ずることができる。

第3款 湖沼水質保全特別措置法の規定に基づく指定施設及び準用指定施設の構造及び使用の方法に関する基準

(指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準)

第28条の2 湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第19条(同法第22条において準用する場合を含む。)の規定による指定施設及び準用指定施設の構造及び使用の方法に関する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 湖沼水質保全特別措置法施行令(昭和60年政令第37号。以下「湖沼法施行令」という。)第6条第1号又は第10条に掲げる施設

ア 豚房、牛房及び馬房(以下この号において「豚房等」という。)並びにこれに接する畜舎の通路等の構造並びに汚物だめ及び汚水だめの構造

(ア) 豚房等の床は、汚物又は汚水が地下浸透しない構造にすること。

(イ) 豚房等の内部は、汚物又は汚水の除去に支障をきたさないよう家畜の種類に応じ適切な広さと高さを有すること。

(ウ) 豚房等に接する畜舎の通路等で汚物又は汚水が飛散するおそれがある箇所は、汚物又は汚水が地下浸透しない構造にすること。

(エ) 豚房等の床及び豚房等に接する畜舎の通路等に雨水が流入しない構造にすること。

(オ) 汚物だめ及び汚水だめは、汚物又は汚水が地下浸透しない構造その他の汚物又は汚水の保管及び貯留に支障をきたさない構造にすること。

イ 汚物だめ及び汚水だめの使用並びにふん尿の管理

(ア) 汚物だめ及び汚水だめの汚水が公共用水域に直接排出されないよう汚物だめ及び汚水だめを適切に使用すること。

(イ) ふん尿がみだりに流出しないよう適切に管理すること。

ウ ア又はイに掲げる措置を講ずることができない場合の措置

ア又はイに掲げる措置と同等以上の効果を有する措置を講ずること。

(2) 湖沼法施行令第6条第2号に掲げる施設

ア 飼料の投与

(ア) 飼料の投与に当たっては、網いけすの外へ散布しないようにすること。

(イ) 溶存酸素の低下等による環境の悪化又は魚病によつて摂餌(じ)力が低下した場合にあつては、飼料の投与を制限すること。

イ 死魚の除去

死魚は湖沼から除去し、陸上で適切に処分すること。

第3節 大気汚染に関する規制

第1款 ばい煙に関する規制

(ばい煙発生施設の設置の届出)

第29条 ばい煙を大気中に排出する者は、ばい煙発生施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

(3) ばい煙発生施設の種類

(4) ばい煙発生施設の構造

(5) ばい煙発生施設の使用の方法

(6) ばい煙の処理の方法その他規則で定める事項

(経過処置)

第30条 一の施設がばい煙発生施設となつた際、現にその施設を設置している者(設置の工事をして
いる者を含む。)でばい煙を大気中に排出するものは、当該施設がばい煙発生施設となつた日から
60日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(ばい煙発生施設の構造等の変更の届出)

第31条 第29条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第29条第4号から第6号まで
に掲げる事項(第29条第6号に掲げるものにあつては、ばい煙の処理の方法に限る。)を変更しよ
うとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第32条 知事は、第29条又は前条の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発
生施設に係るばい煙が規制基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内
に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若し
くはばい煙の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)
又は第29条の規定による届出に係るばい煙発生施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができ
る。

(実施の制限)

第33条 第29条又は第31条の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から60日を経過し
た後でなければ、それぞれ、その届出に係るばい煙発生施設を設置し、又はその届出に係るばい煙
発生施設の構造若しくは使用の方法若しくはばい煙の処理の方法を変更してはならない。

(ばい煙の排出の制限)

第34条 ばい煙発生施設において発生するばい煙を大気中に排出する者(以下この款において「ばい
煙排出者」という。)は、その排出するばい煙が当該ばい煙発生施設の排出口(ばい煙発生施設に
おいて発生するばい煙を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以
下この款において同じ。)において規制基準に適合しないばい煙を排出してはならない。

(改善命令等)

第35条 知事は、ばい煙排出者が排出口において規制基準に適合しないばい煙を継続して排出するお
それがあり、かつ、その継続的な排出により人の健康又は生活環境に係る被害が生ずると認めると

きは、その者に対し、当該ばい煙発生施設の使用の一時停止を命じ、又は期限を定めて当該ばい煙発生施設の構造若しくは使用の方法若しくは当該ばい煙発生施設に係るばい煙の処理の方法の改善を命ずることができる。

(準用)

第36条 第22条第2項の規定は第33条の場合において、第23条及び第24条の規定は第29条又は第30条の規定による届出をした者について、第25条第2項本文の規定は第34条及び第35条の場合において、第27条第1項の規定はばい煙排出者について準用する。

第2款 粉じんに関する規制

(粉じん発生施設の設置の届出)

第37条 粉じん発生施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
- (3) 粉じん発生施設の種類
- (4) 粉じん発生施設の構造
- (5) 粉じん発生施設の使用及び管理の方法その他規則で定める事項

(経過処置)

第38条 一の施設が粉じん発生施設となつた際、現にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)は、当該施設が粉じん発生施設となつた日から60日以内に、規則で定めるところにより、前条各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(粉じん発生施設の構造等の変更の届出)

第39条 第37条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第37条第4号及び第5号に掲げる事項(第37条第5号に掲げるものにあつては、粉じん発生施設の使用及び管理の方法に限る)を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(基準適合命令等)

第40条 粉じん発生施設を設置している者は、管理基準を遵守しなければならない。

2 知事は、粉じん発生施設を設置している者が管理基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、当該粉じん発生施設の使用の一時停止を命じ、又は期限を定めて管理基準に従うべきことを命ずることができる。

(準用)

第41条 第23条及び第24条の規定は第37条又は第38条の規定による届出をした者について、第25条第2項本文の規定は前条第2項の規定による命令について準用する。

第4節 深夜営業騒音に関する規制

(深夜営業騒音の規制)

第42条 深夜(午後11時から翌日の午前6時までの間をいう。以下同じ。)における騒音を防止することにより住民の生活環境を保全することが必要な区域として知事が指定する区域内において飲食店営業等を営む者は、深夜において、飲食店営業等の施設(以下「営業施設」という。)から規制基準を超える騒音を発生させてはならない。

2 知事は、前項の規定により区域を指定しようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

(深夜における音響機器の使用の制限)

第43条 前条第1項の規定により指定された区域のうち深夜における静穏を保持することが必要な区域として規則で定める区域内において飲食店営業等を営む者は、深夜において、規則で定める音響機器を使用し、又は使用させてはならない。ただし、当該音響機器から発生する音が営業施設の外部に漏れない処置を講じた場合は、この限りでない。

(利用者の遵守事項)

第44条 営業施設を利用する者は、深夜において、みだりに付近の静穏を害する行為をしてはならない。

(改善勧告及び改善命令)

第45条 知事は、飲食店営業等を営む者が第42条第1項又は第43条の規定に違反し、そのため営業施

設の周辺の生活環境が損なわれると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止、騒音の防止の方法の改善その他の必要な処置を講ずるべきことを勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

第5節 騒音、振動、悪臭等に関する処置

(処置の勧告)

第46条 知事は、騒音（第42条第1項の規定により指定された区域内の深夜における飲食店営業等の営業に伴って発生するものを除く。）、振動、悪臭等事業活動その他の人の活動に伴って生じた環境上の障害により人の健康若しくは生活環境に著しい影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合において特別の処置を講ずる必要があると認めるときは、当該環境上の障害を発生させた者に対し、その障害を除去するために必要な処置を講ずるべきことを勧告することができる。

第4章 公害防止協定等

(工場等の設置協議)

第47条 事業者は、公害が現に著しく、又は著しくなるおそれがある地域で知事が指定する区域に公害を発生するおそれがある工場又は事業場で規則で定めるものを新設し、又は増設しようとするときは、規則で定めるところにより、当該新設又は増設に係る計画を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する計画の提出があつた場合において、当該新設又は増設に係る計画を調査し、公害を防止するために必要があると認めるときは、当該新設又は増設しようとする者に対し、公害の防止のための必要な指示をするものとする。

3 第1項の区域を指定し、若しくは工場若しくは事業場を定め、又はこれらを変更し、若しくは廃止しようとするときは、審議会及び関係市町村長の意見をきかなければならない。

(公害防止協定の締結)

第48条 工場若しくは事業場を設置している者又は設置しようとする者は、知事が公害の防止のために必要があると認めて要請したときは、公害の防止に関する協定を締結しなければならない。

(公害防止協定の履行の確保)

第49条 知事は、前条の規定により締結した公害の防止に関する協定に違反する行為をしようとし、又はしたと認める者に対して、当該協定の履行の確保について必要な処置をとらなければならない。

第5章 公害の紛争の処理

(公害審査委員候補者の委嘱期間)

第49条の2 公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第18条第1項の条例で定める期間は、3年とする。

(費用の負担)

第50条 公害紛争処理法第44条第2項の条例で定める費用は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）第10条の規定により、調停委員会若しくは仲裁委員会が参考人に意見若しくは陳述を求め、又は鑑定人に鑑定を依頼した場合において、当該参考人又は鑑定人に支給する鉄道賃、船賃、車賃、日当、宿泊料又は鑑定料
- (2) 調停委員会若しくは仲裁委員会が提出を求めた文書又は物件の提出に係る費用
- (3) あつせん委員、調停委員、仲裁委員又は職員の出張に要する費用
- (4) 呼出し若しくは送達のための郵便料又は電話料

第5章の2 光害に関する規制等

(光害の防止)

第51条 何人も、屋外において照明器具を使用するときは、その目的を阻害しない範囲で、次に掲げる措置を講ずることにより、光害が生じないよう努めなければならない。

- (1) 照射する光の量を必要最低限のものとする。
- (2) 照射の対象の範囲の外に漏れる光をできるだけ少なくすること。
- (3) 照明が不要な時間帯には消灯すること。

2 前項各号に掲げる措置を講ずるに当たっては、照明器具より上方に光が漏れないようにするなど星空環境の保全に特に配慮しなければならない。

(サーチライト等の使用の禁止)

第52条 何人も、屋外において又は屋外に向けて、サーチライト等（隔地の対象物を照射する機能を有する照明器具であつて、サーチライト、投光器その他これらに類するものをいう。次条第1項及び第55条第2項において同じ。）を、自己が所有し、又は占有する特定の対象物を照射する方法以外の方法で使用してはならない。ただし、犯罪の捜査、遭難者の捜索その他規則で定める場合は、この限りでない。

（改善勧告及び改善命令）

第52条の2 知事は、サーチライト等を使用する者が前条の規定に違反したと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、当該違反行為の停止を勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

（啓発活動）

第52条の3 知事は、県民及び事業者が光害を防止する必要性について理解を深めることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

第6章 雑則

（公害防止管理責任者の選任）

第53条 規則で定める工場又は事業場を設置している者は、当該工場又は事業場における公害の防止に関する業務に従事する公害防止管理責任者を選任しておかなければならない。

第54条 削除

（報告及び検査）

第55条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、汚水等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる者に対し、その施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は職員をして、汚水等を排出し、発生させ、若しくは飛散させる施設等の場所に立ち入り、必要な施設、書類等の検査をさせることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、サーチライト等を使用する者に対し、その使用の状況その他必要な事項の報告を求め、又は職員をして、サーチライト等を使用する場所その他関係ある場所に立ち入り、必要な設備、書類等の検査をさせることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（市町村の条例との関係）

第56条 この条例の規定は、市町村が当該地域の自然的、社会的条件に応じて、公害の防止に関し、この条例で定める事項以外の事項について、条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

（補則）

第57条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

第7章 罰則

（罰則）

第58条 第21条、第26条第1項、第32条又は第35条の規定による命令に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

（1）第25条第1項又は第34条の規定に違反した者

（2）第28条又は第40条第2項の規定による命令に違反した者

3 過失により第25条第1項又は第34条の規定に違反した者は、3月以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

（1）第18条、第19条、第20条、第29条、第30条、第31条、第37条、第38条又は第39条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

（2）第22条第1項又は第33条の規定に違反した者

（3）第45条第2項の規定による命令に違反した者

5 第55条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第59条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

(過料)

第60条 第52条の2第2項の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和48年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の2の諏訪湖水域に適用する上乘せ排水基準の規定 昭和48年6月24日

(2) 第2章(第2節第1款の規定を除く。)及び第6章(第45条の規定に係るものを除く。)の規定 昭和48年10月1日

(公害防止条例等の廃止)

2 次の各号に掲げる条例は、廃止する。

(1) 公害防止条例(昭和40年長野県条例第13号)

(2) 公害の紛争の処理に係る費用負担及び申請手数料に関する条例(昭和45年長野県条例第46号)

(3) 公害の紛争に係る調停委員会又は仲裁委員会における鑑定人に対し支給する鑑定料の額を定める条例(昭和45年長野県条例第47号)

(4) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和47年長野県条例第22号)

(経過措置)

3 別表第1の2の規定にかかわらず、昭和48年6月24日から1年の間、次の表の左欄に掲げる工場又は事業場の上乗せ排水基準は、同表の右欄に定めるとおりとする。

区分	項目及び許容限度	
	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	
	最大	日間平均
別表第1の2の区分番号2のうち、寒天を製造するもの	160	120
別表第1の2の区分番号4のうち、みそを製造するもの		
別表第1の2の区分番号23の(1)に掲げるもの		

4 第2項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる条例の規定は、この条例の規定に抵触する場合を除き、この条例が施行されるまでの間は、なお効力を有する。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例の一部改正)

6 証人、鑑定人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例(昭和34年長野県条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条中「報酬又は手当」を「報酬等」に改める。

第2条第5号中「第12条」を「第10条」に改める。

第3条(見出しを含む。)中「報酬又は手当」を「報酬等」に改める。

第4条中「報酬若しくは手当」を「報酬等」に改める。

別表第2中

「 土地収用法第65条第1項の規定により出頭した鑑定人又は参考人	特別の技能の程度並びに鑑定に要した時間及び費用をしんじやくして、知事が収用委員会の意見を聞いて定める額
----------------------------------	---

を

「 土地収用法第65条第1項	特別の技能の程度並びに鑑定に要した時間及び費用をし
----------------	---------------------------

の規定により出頭した鑑定人又は参考人	んしやくして、知事が収用委員会の意見を聞いて定める額
公害紛争処理法施行令第10条の規定により鑑定をした鑑定人	特別の技能の程度並びに鑑定に要した時間及び費用をしんしやくして知事が定める額

に改める。

附 則（昭和49年3月27日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
（長野県公害対策審議会条例等の廃止）
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - （1） 長野県公害対策審議会条例（昭和46年長野県条例第33号）
 - （2） 長野県水質審議会条例（昭和46年長野県条例第34号）
 （経過処置）
- 3 この条例による廃止前の長野県公害対策審議会条例及び長野県水質審議会条例（以下「審議会条例」という。）の規定に基づいて任命された長野県公害対策審議会及び長野県水質審議会の委員、専門委員及び幹事並びに互選された会長は、この条例による改正後の公害の防止に関する条例の規定に基づいて任命され、又は互選されたものとみなし、委員の任期は、審議会条例の規定に基づいて任命された日から起算する。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）
- 5 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。
別表第2の3中「公害紛争の仲介委員、調停委員及び仲裁委員」を「公害審査会の委員」に改める。
（特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正）
- 6 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和27年長野県条例第75号）の一部を次のように改正する。
別表第1の1中「公害紛争の仲介委員、調停委員及び仲裁委員」を「公害審査会の委員」に改める。

附 則（昭和49年10月4日条例第32号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、昭和49年11月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の公害の防止に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の1の規定は、この条例の施行の日において既に設置され、又は着工されている工場又は事業場（クロムに係る上乗せ排水基準については、諏訪湖水域（改正後の条例別表第1の3の規定の適用される水域をいう。）の1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上である工場又は事業場で、昭和48年6月23日において既に設置され、又は着工されていた改正後の条例別表第1の1の区分番号9から12までに掲げるもの及び昭和48年6月24日以降設置され、又は着工されたものを除く。）については、昭和50年11月1日から適用する。

附 則（昭和51年7月5日条例第36号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、昭和51年8月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の公害の防止に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定は、この条例の施行の日において既に設置され、又は着工されている工場又は事業場（改正後の条例別表第1の1の（3）に規定する工場又は事業場並びに改正後の条例別表第1の3の区分番号22及び区分番号28の（1）（下水道終末処理施設を有する工場又は事業場で生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量についての上乗せ排水基準を適用する場合に限る。）に規定する工場又は事業場のうち、1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル未満であるものに限る。）については、昭和52年8月1日から適用する。

附 則（昭和54年10月4日条例第26号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、昭和54年11月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の公害の防止に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の1の（1）の規定は、この条例の施行の日の前日において既に設置され、又は設置の工事が行われている工場又は事業場については、昭和55年5月1日から適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の条例別表第1の1の（1）の規定中シアン化合物に係る部分は、この条例の施行の日の前日において既にこの条例による改正前の公害の防止に関する条例別表第1の3の規定中シアン化合物に係る部分が適用されている工場又は事業場については、この条例の施行の日から適用する。

附 則（昭和57年3月29日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和57年7月1日から施行する。ただし、別表第1の1の改正規定、同表の3の改正規定及び附則第2項から第4項までの規定は、昭和57年5月1日から施行する。
（経過処置）
- 2 この条例による改正後の公害の防止に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の1の（4）の規定は、昭和57年4月30日において既に設置され、又は着工されている事業場（同（4）の区分番号1の（2）及び（3）に規定する事業場を除く。）については、昭和58年11月1日から適用する。
- 3 改正後の条例別表第1の1の（4）及び同表の3の規定は、昭和57年4月30日において下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域（以下「下水道処理区域」という。）内に既に所在し、又は着工されている事業場（同表の1の（4）の区分番号1の（3）及び同表の3の区分番号16の2の（3）に規定する事業場に限る。以下この項において同じ。）については、昭和57年11月1日から適用し、当該事業場の昭和57年5月1日から同年10月31日までの間の上乗せ排水基準は、当該事業場が下水道処理区域以外の区域に所在したとした場合に適用されるべき上乗せ排水基準とする。
- 4 改正後の条例別表第1の1の（4）及び同表の3の規定は、昭和57年5月1日以降新たに下水道処理区域内に所在することとなる事業場（同表の1の（4）の区分番号1の（3）及び区分番号2の（2）並びに同表の3の区分番号16の2の（3）に規定する事業場に限る。以下この項において同じ。）については、下水道法第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日（以下「開始日」という。）から起算して6月を経過した日から適用し、当該事業場の開始日から起算して6月間の上乗せ排水基準は、当該公示がなかつたとした場合に適用されるべき上乗せ排水基準とする。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年3月17日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。
（経過処置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月28日条例第14号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月26日条例第36号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和61年1月12日から施行する。
（特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）
- 2 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。
（次のよう略）
（特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正）
- 3 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和27年長野県条例第75号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成2年3月26日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成2年5月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月19日条例第4号)

この条例は、平成4年5月7日から施行する。

附 則 (平成6年3月24日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1の1の(2)の改正規定 平成6年6月24日

(2) 別表第1の1の(3)、別表第1の1の(4)、別表第1の1の(5)及び別表第1の3の改正規定(平成6年6月30日において既に設置されている工場又は事業場(平成6年6月30日において既に着工されているものを含む。)の項の部分を除く。) 平成6年7月1日

(3) 別表第1の3の改正規定(平成6年6月30日において既に設置されている工場又は事業場(平成6年6月30日において既に着工されているものを含む。)の項の部分に限る。) 平成7年7月1日

(経過措置)

- 2 金・銀鉱業、銅鉱業、鉛・亜鉛鉱業、硫化鉄鉱業、マンガン鉱業、めっき薬品製造業(錫(すず)・鉛合金めっき薬品を製造するものに限る。)又は電気めっき業(鉛めっき、錫(すず)・鉛合金めっき、クロムめっき及び電解研磨工程を有するものに限る。)に属する工場又は事業場に係る鉛及びその化合物に係る上乗せ排水基準並びに銅第一次製錬・精製業に属する工場又は事業場に係るひ素及びその化合物に係る上乗せ排水基準については、平成9年1月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるもののほか、平成6年1月31日において既に設置され、又は着工されている施設を有する工場又は事業場に係る鉛及びその化合物又はひ素及びその化合物に係る上乗せ排水基準については、平成6年7月31日(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第3に掲げる工場又は事業場にあつては、平成7年1月31日)までの間は、なお従前の例による。

附 則 (平成6年7月11日条例第23号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月25日条例第13号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年3月21日条例第8号)

改正

平成12年3月23日条例第2号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の公害の防止に関する条例(次項及び附則第4項において「改正後の条例」という。)別表の3の規定は、施行日の前日において既に設置され、又は着工されている工場又は事業場については、平成12年10月1日から適用し、当該工場又は事業場のうち施行日の前日においてこの条例による改正前の公害の防止に関する条例別表第1の1の(3)、(4)若しくは(5)、2又は3の(1)の規定が適用されているものに係る生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量及び浮遊物質に係る上乗せ排水基準については、施行日から平成12年9月30日までの間は、なお従前の例による。
- 3 施行日の前日において既に設置され、又は着工されている水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の4、5、17、23、40又は52に掲げる特定施設を有する工場又は事業場に対する改正後の条例別表の3の規定の適用については、平成12年10月1日から平成15年9月30日までの間

に限り、同3中

「 1日当たりの平均的な排水の量が10立方メートル以上50立方メートル未満	60	40	90	60	—
1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上	30	20	50	30	—

とあるのは、

「 1日当たりの平均的な排水の量が10立方メートル以上	60	40	90	60	—
-----------------------------	----	----	----	----	---

とする。

- 4 改正後の条例別表の4の規定中野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域に係る部分は、施行日の前日において既に設置され、又は着工されている工場又は事業場については、平成12年10月1日から適用する。

附 則（平成12年3月23日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 9 平成12年4月1日前においてこの条例による廃止前及び改正前のそれぞれの条例の規定により納付すべきであった手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月25日条例第34号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月26日条例第15号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年10月21日条例第47号）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年10月18日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第51条及び第52条の改正規定（第52条に係る部分に限る。）、第5章の2中第52条の次に2条を加える改正規定（第52条の2に係る部分に限る。）並びに第59条の次に1条を加える改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

（長野県県税条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正）

- 2 次に掲げる条例の規定中「公害の防止に関する条例」を「良好な生活環境の保全に関する条例」に改める。

（1）長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号）第146条各号

（2）知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）別表の26の項

附 則（令和7年3月21日条例第7号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則

を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下この項及び次項において「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則（令和7年3月21日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（令和6年環境省令第4号）附則第2条の規定の適用を受ける特定事業場（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第6項に規定する特定事業場をいう。）から同条第1項に規定する公共用水域に排出される水の六価クロム化合物に係る良好な生活環境の保全に関する条例第16条に規定する上乘せ排水基準については、なお従前の例による。

（別表）（第16条関係）

水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準

- 1 有害物質に係る上乘せ排水基準

区分	有害物質の種類及び許容限度		適用水域
	シアン化合物	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	
水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設（以下「特定施設」という。）を有する工場又は事業場	1リットルにつきシアン0.5ミリグラム	1リットルにつき水銀0.003ミリグラム	県の区域に属する公共用水域

（備考）

- 1 この表に掲げる上乘せ排水基準は、昭和54年10月31日において既に設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル未満の工場又は事業場に係る排水については適用しない。
- 2 この表に掲げる上乘せ排水基準は、一の施設が特定施設となつた際現に当該施設が設置され、又は設置の工事が行われている1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル未満の工場又は事業場に係る排水については適用しない。ただし、当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となつた際既に当該工場又は事業場についてこの表に掲げる上乘せ排水基準が適用されている場合は、この限りでない。
- 2 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量及びクロム含有量に係る上乘せ排水基準

区分	許容限度				適用水域
	水素イオン濃度 （水素指数）	銅含有量 （単位 1リットルにつき ミリグラ	亜鉛含有量 （単位 1リットルにつき ミリグラ	クロム含有量 （単位 1リットルにつき ミリ	

			μ)	μ)	グラム)		
1	畜産農業又はサービス業の用に供する次に掲げる施設を有する事業場 (1) 豚房施設 (豚房の総面積が250平方メートル以上のものに限る。) (2) 牛房施設 (牛房の総面積が500平方メートル以上のものに限る。)	1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満	5.8以上 8.6以下	—	—	—	県の区域に属する公共用水域
2	水質汚濁防止法施行令 (昭和46年政令第188号。以下「施行令」という。) 別表第1の26、27、47、49、52、53、58、61、62、63、65又は66に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満	5.8以上 8.6以下	3	5	2	
		1日当たりの平均的な排水の量が500立方メートル以上	—	2	3	1	
3	施行令別表第1の1、1の2、11、12、18の2、18の3、19、20、21、21の2、21の3、21の4、22、23、23の2、24、25、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、48、50、51、51の2、51の3、54、55、56、57、59、60、63の2、64、64の2、66の3、66の4、66の5、66の6、66の7、66の8、67、68、68の2、69の2、69の3、70、70の2、71、71の2、71の3、71の4、71の5、71の6、73又は74に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	1日当たりの平均的な排水の量が500立方メートル以上	—	—	—	1	白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入し、又はこれらから流出する公共用水域 (東天竜取水堰 (左岸上伊那郡辰野町大字平出1番口号の1、右岸上伊那郡辰野町大字辰野唐木沢377番の20) から下流の天竜川を除く。)

(備考) 区分番号3に掲げる工場又は事業場に係るクロム含有量に係る上乘せ排水基準については、昭和48年6月24日以降において新たに設置される工場又は事業場 (昭和48年6月23日において既に着工されていたものを除く。) に係る排水について適用する。

3 生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、浮遊物質量及び大腸菌数に係る上乘せ排水基準

区分	許容限度			適用水域
	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量 (単位 1リットル)	浮遊物質量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	大腸菌数 (単位 1ミリリットルに)	

			ルにつきミリグラム)				つきコロ ニー形成 単位)	
			最大	日間平均	最大	日間平均	日間平均	
1	畜産農業又はサービス業の用に供する次に掲げる施設を有する事業場 (1) 豚房施設(豚房の総面積が250平方メートル以上のものに限る。) (2) 牛房施設(牛房の総面積が500平方メートル以上のものに限る。)	1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル未満	160	120	200	150	800	県の区域に属する公共用水域
		1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上500立方メートル未満	160	120	85	70	800	
		1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上	30	20	50	30	—	
2	施行令別表第1の3に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場のうち寒天製造業に係るもの又は同表の10に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場のうち清酒製造業に係るもの	1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上	60	40	90	60	—	
3	施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場で次に掲げるもの以外のもの又は湖沼水質保全特別措置法第3条第2項の規定による指定地域(以下「指定地域」という。)において湖沼法施行令第5条第1号若しくは第2号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場 (1) 区分番号1及び2に掲げる工場又は事業	1日当たりの平均的な排出水の量が10立方メートル以上50立方メートル未満	60	40	90	60	—	
		1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メ	30	20	50	30	—	

場 (2) 施行令別表第1の 1の2に掲げる特定施 設を有する事業場(区 分番号1に該当する事 業場を除く。)	一トル以 上													
--	-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- (備考) 1 生物化学的酸素要求量に係る上乘せ排水基準は湖沼以外の公共用水域に排出される排出水について、化学的酸素要求量に係る上乘せ排水基準は湖沼に排出される排出水について適用する。
- 2 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 3 工場又は事業場がこの表の区分欄の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のものを適用する。

4 窒素及び磷(りん)に係る上乘せ排水基準

区分	許容限度												適用水 域		
	1日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル以上50立方メートル未満				1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上500立方メートル未満				1日当たりの平均的な排出水の量が500立方メートル以上						
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)		磷(りん)含有量(単位1リットルにつきミリグラム)		窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)		磷(りん)含有量(単位1リットルにつきミリグラム)		窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)		磷(りん)含有量(単位1リットルにつきミリグラム)				
	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均			
既設の工場又は事業場	1	施行令別表第1の2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18又は18の2に掲げる特定施設を有する工場又は事業場(区分番号2に該当する工場又は事業場を除く。)	30	15	6	3	20	10	5	2.5	15	7.5	4	2	白樺湖、蓼科湖、諏訪湖、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域(窒素に係る上乘せ排水基
	2	施行令別表第1の3に掲げる特定	30	15	6	3	30	15	6	3	30	15	6	3	

	施設を有する工場又は事業場のうち天然寒天製造業に係るもの																	準については、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域を除く。)
3	施行令別表第1の63、65又は66に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	50	25	6	3	40	20	5	2.5	30	15	4	2					
4	施行令別表第1の66の3、66の4、66の5、66の6、66の7、66の8若しくは68の2に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場又は指定地域において湖沼法施行令第5条第1号に掲げる施設を有する事業場	40	20	6	3	35	17.5	5	2.5	30	15	4	2					
5	施行令別表第1の72に掲げる特定施設（し尿浄化槽を除く。）又は同表の73に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	40	20	4	2	40	20	4	2	40	20	4	2					
6	施行令別表第1の72に掲げる特定施設のうちし尿浄化槽を有する工	50	25	6	3	50	25	6	3	50	25	6	3					

	場若しくは事業場又は指定地域において湖沼法施行令第5条第2号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場													
	7 区分番号1から6までに掲げるものの以外の施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	30	15	5	2.5	20	10	4	2	15	7.5	3	1.5	
新設の工場又は事業場	8 施行令別表第1の2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18又は18の2に掲げる特定施設を有する工場又は事業場（区分番号9に該当する工場又は事業場を除く。）	20	10	4	2	15	7.5	3	1.5	10	5	2	1	
	9 施行令別表第1の3に掲げる特定施設を有する工場又は事業場のうち天然寒天製造業に係るもの	20	10	4	2	20	10	4	2	20	10	4	2	
	10 施行令別表第1の63、65又は66に掲げる特定施設	40	20	4	2	30	15	3	1.5	20	10	2	1	

	設を有する工場又は事業場												
11	施行令別表第1の66の3、66の4、66の5、66の6、66の7、66の8若しくは68の2に掲げる特定施設を有する工場若しくは事業場又は指定地域において湖沼法施行令第5条第1号に掲げる施設を有する事業場	30	15	5	2.5	25	12.5	4	2	20	10	3	1.5
12	施行令別表第1の72に掲げる特定施設(し尿浄化槽を除く。)又は同表の73に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	30	15	3	1.5	30	15	3	1.5	30	15	3	1.5
13	施行令別表第1の72に掲げる特定施設のうちし尿浄化槽を有する工場若しくは事業場又は指定地域において湖沼法施行令第5条第2号に掲げる施設を有する工場若しくは事業場	40	20	4	2	40	20	4	2	40	20	4	2

14	区分番号8から13までに掲げるもの以外の施行令別表第1に掲げる特定施設を有する工場又は事業場	20	10	4	2	15	7.5	3	1.5	10	5	2	1
----	--	----	----	---	---	----	-----	---	-----	----	---	---	---

- (備考) 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定められたものである。
- 2 「既設の工場又は事業場」とは、白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあつては平成6年6月30日において既に設置されていた工場又は事業場（同日において既に着工されていたものを含む。）を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあつては平成9年9月30日において既に設置されていた工場又は事業場（同日において既に着工されていたものを含む。）をいう。
- 3 「新設の工場又は事業場」とは、白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあつては平成6年7月1日以降において新たに設置される工場又は事業場（同日の前日において既に着工されていたものを除く。）を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあつては平成9年10月1日以降において新たに設置される工場又は事業場（同日の前日において既に着工されていたものを除く。）をいう。
- 4 工場又は事業場がこの表の区分欄の2以上の区分に該当する場合において、それぞれの区分につき異なる許容限度の上乗せ排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの上乗せ排水基準のうち最大の許容限度のもの（区分番号5、6、12又は13に該当するものを除く。）を適用する。
- 5 一の施設が特定施設となつた場合において、当該施設を有することにより新たに水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場となつた工場又は事業場については、備考の2中「白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあつては平成6年6月30日において既に設置されていた工場又は事業場（同日において既に着工されていたものを含む。）を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあつては平成9年9月30日」とあるのは「当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となつた日の前日」と、備考の3中「白樺湖、蓼科湖及び諏訪湖並びにこれらに流入する公共用水域にあつては平成6年7月1日以降において新たに設置される工場又は事業場（同日の前日において既に着工されていたものを除く。）を、野尻湖、青木湖、中綱湖及び木崎湖並びにこれらに流入する公共用水域にあつては平成9年10月1日」とあるのは「当該施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となつた日」とする。